

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成29年5月26日（金）

（案件名）

- ・平成29年度における当せん金付証票の発売許可について
（ハロウィンジャンボ・ハロウィンジャンボミニ・東京2020大会協賛くじ）（決裁案件）

自治財政局地方債課

尾崎課長補佐（内23393）

平成29年度における当せん金付証票の発売許可について

平成 29 年 5 月
自治財政局地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	930,224	601,724	49,500	651,224	279,000
ドリームジャンボ	75,000	75,000	0	75,000	0
ドリームジャンボ	51,000	51,000	0	51,000	0
ドリームジャンボミニ	24,000	24,000	0	24,000	0
サマージャンボ	102,000	102,000	0	102,000	0
サマージャンボ	60,000	60,000	0	60,000	0
サマージャンボミニ	27,000	27,000	0	27,000	0
サマージャンボプチ	15,000	15,000	0	15,000	0
ハロウィンジャンボ (旧オータムジャンボ)	42,000	0	42,000	42,000	0
ハロウィンジャンボ	30,000	0	30,000	30,000	0
ハロウィンジャンボミニ	12,000	0	12,000	12,000	0
年末ジャンボ	225,000	0	0	0	225,000
年末ジャンボ	150,000	0	0	0	150,000
年末ジャンボミニ	45,000	0	0	0	45,000
年末ジャンボプチ	30,000	0	0	0	30,000
バレンタインジャンボ (旧グリーンジャンボ)	54,000	0	0	0	54,000
バレンタインジャンボ	42,000	0	0	0	42,000
バレンタインジャンボミニ	12,000	0	0	0	12,000
通常くじ	29,300	24,300	5,000	29,300	0
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	80,238	80,238	0	80,238	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	26,112	26,112	0	26,112	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	154,912	154,912	0	154,912	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	114,162	114,162	0	114,162	0
数字選択式宝くじ (ピンゴ5)	25,000	25,000	0	25,000	0
ラグビーワールドカップ2019協賛くじ ※1	(14,000)	(14,000)	(0)	(14,000)	0
東京2020大会協賛くじ ※2	2,500 (9,000)	0	2,500 (0)	2,500 (0)	0 (9,000)
東京都	12,200	12,200	0	12,200	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	39,800	39,800	0	39,800	0
近畿宝くじ事務協議会	13,400	13,400	0	13,400	0
西日本宝くじ事務協議会	17,800	17,800	0	17,800	0
栃木県	10,500	10,500	0	10,500	0
合計	1,023,924	695,424	49,500	744,924	279,000

※1 「ラグビーワールドカップ2019協賛くじ」の発売額は、「ピンゴ5」の発売計画額の内数である。

※2 「東京2020大会協賛くじ」の発売額90億円は、「バレンタインジャンボ(旧グリーンジャンボ)」の発売計画額の内数であり、残り25億円は全国通常くじに上乗せして発売する。

2 当せん金付証票法第5条第2項により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第728回	30,000	300	300	ハロウィンジャンボ 29.10.11～29.10.31	100

ハロウィンジャンボ宝くじの商品設計（概要）

平成28年度 オータムジャンボ	
発売計画	420億円
発売実績 (発売計画 消化率)	324億円 (77.1%)
証票金額	300円
発売期間	H28.9.26～10.16(19日間)
1等賞金 (前後賞)	3億円×14本 (1億円×28本)



	平成29年度		
		うちハロウィンジャンボ (第728回)	うちハロウィンジャンボ ミニ5000万円 (第729回)
発売計画	420億円	300億円	<u>120億円</u>
証票金額	—	300円	<u>300円</u>
発売期間	H29.10.11～10.31(21日間)		
1等賞金 (前後賞)	—	3億円× <u>10本</u> (1億円× <u>20本</u>)	<u>3,000万円×40本</u> (<u>1,000万円×80本</u>)

ハロウィンジャンボの商品設計（案）

平成28年度（オータムジャンボ）

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	300,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	10
3等	5,000	100,000
4等	300	1,000,000



平成29年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	300,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	<u>2</u>
3等	<u>1,000,000</u>	<u>10</u>
4等	<u>3,000</u>	<u>100,000</u>
5等	300	1,000,000
ハロウィン賞	<u>10,000</u>	<u>30,000</u>

ハロウィンジャンボミニの商品設計（案）

平成28年度までは発売なし（平成29年度から新発売）



平成29年度

1ユニット=30億円(1,000万枚)あたり

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	30,000,000	10
前後賞	10,000,000	20
2等	500,000	100
3等	10,000	30,000
4等	3,000	100,000
5等	300	1,000,000

東京2020大会協賛くじの商品設計（案）

平成28年 東京2020大会協賛くじ	
発売計画	80億円（うちオリ・パラ協賛分25億円）
発売実績 （発売計画 消化率）	54億円 (67.8%)
証票金額	200円
発売期間	H28.8.17～9.6(21日間)
1等賞金 （前後賞）	1.02億円×4本 (0.5億円×8本)



平成29年 東京2020大会協賛くじ	
発売計画	<u>75億円</u> （うちオリ・パラ協賛分25億円）
証票金額	<u>500円</u>
発売期間	<u>H29.8.30～9.19(21日間)</u>
1等賞金 （前後賞）	<u>2.5億円×3本</u> <u>(1億円×6本)</u>

東京2020大会協賛くじの商品設計（案）

平成28年度

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	102,000,000	1
前後賞	50,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	20,200,000	3
3等	50,000	1,000
4等	4,000	100,000
5等	200	1,000,000



平成29年度

等級	当せん金(円)	本数(本)
1等	<u>250,000,000</u>	<u>3</u>
前後賞	<u>25,000,000</u>	<u>6</u>
2等	<u>20,000,000</u>	<u>15</u>
3等	<u>2,000,000</u>	<u>150</u>
4等	<u>200,000</u>	<u>1,500</u>
5等	<u>5,000</u>	<u>150,000</u>
6等	<u>500</u>	<u>1,500,000</u>
オリパラ賞(仮)	<u>10,000</u>	<u>30,000</u>

※当せん本数は1ユニットあたりの本数。H28年度は4ユニット、H29年度は全体で1ユニットのため、H28年度の総当せん本数は記載本数の4倍となる。

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条

- 2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。